

千葉県保育所等巡回支援事業実施要綱

子 第 2106 号	平成 30 年 3 月 22 日
一 部 改 正	子 第 1353 号 平成 31 年 1 月 29 日
一 部 改 正	子 第 1499 号 令和 2 年 2 月 3 日
一 部 改 正	子 第 1651 号 令和 3 年 1 月 29 日
一 部 改 正	子 第 1338 号 令和 3 年 11 月 25 日

1 趣旨

本実施要綱は、「保育人材確保事業の実施について（平成 29 年 4 月 17 日付雇児発 0417 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」別添「若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業実施要綱」（以下「国要綱」という。）に基づき、千葉県（以下「県」という。）が実施する「千葉県保育所等巡回支援事業」について、国要綱に定めるほか、必要な事項を定めるものである。

2 事業の目的

保育士の離職防止及び保育所等の勤務環境改善を進めるため、保育内容や保育所運営に係る知識を有した者が、保育所等に勤務する経験年数の短い保育士（勤務経験が 5 年以内の保育士をいう。）や保育所等に再就職して間もない保育士（再就職後 5 年以内の保育士をいう。）（以下「若手保育士」という。）及び保育事業者を対象とした巡回相談、働き方改革や魅力ある職場づくり、保育の質の確保・向上のための支援を行うことにより、保育人材の確保を図ることを目的とする。

3 実施主体

本事業の実施主体は、県とする。

ただし、県が適当と認める団体（以下「受託事業者」という。）に委託して実施することができるものとする。

4 事業の内容

（1）若手保育士への巡回支援事業

ア 事業内容

若手保育士のスキルアップや保護者への適切な対応方法等に関する助言又は指導を行うため、保育士支援アドバイザーを配置し、以下に掲げる施設又は事業（千葉市、船橋市及び柏市に所在する施設又は事業を除く。以下「保育所等」という。）に対する巡回相談を実施する。

- ① 児童福祉法第 7 条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園
- ② 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業
- ③ 児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業

イ 保育士支援アドバイザーの業務

保育士支援アドバイザーは、保育所等への巡回による若手保育士への相談支援を行うものとし、その主な内容は以下のとおりとする。

- ① 保育業務全般に関する助言又は指導
- ② 事故の防止に関すること
- ③ 保護者への対応における個別の事例ごとの助言又は指導

- ④ 保育所等の勤務環境等に関する助言又は指導
- ⑤ その他若手保育士への助言又は指導に関することや当該助言又は指導に付隨する関係機関との調整に関すること

ウ 保育士支援アドバイザーの要件

保育士支援アドバイザーは、以下に掲げる要件をいずれも満たしている者、又は相談援助に関する専門的知識及び技術を有する者として、県が認める者とする。

- ① 保育士資格を有している者又はこれに準じる者として県が適当と認める者
- ② 保育所等において 10 年以上の保育業務の経験を有する者
- ③ 本事業の趣旨を理解し、若手保育士に対する相談支援業務を適切に実施することができる者として、県が認める者

エ その他

- ① 保育士支援アドバイザーは、相談支援を行った若手保育士について、相談内容等を記録し、管理するとともに、定期的に同一の保育所等を巡回することにより、若手保育士への継続的な支援に努めるものとする。
- ② 県は保育士支援アドバイザー及び管轄する健康福祉センター並びに市町村等と連携し、保育所等への助言又は指導を行うなど、必要な措置を講じるものとする。

(2) 保育事業者への巡回支援事業

ア 事業内容

保育所等における保育人材の離職の防止を図るとともに、保育の質の向上を図るため、保育事業者支援コンサルタントを配置し、保育所等の事業者（以下「保育事業者」という。）に対する巡回支援を行う。

イ 保育事業者支援コンサルタントの業務

保育事業者支援コンサルタントは、保育所等への巡回による保育事業者への相談支援を行うものとし、以下のいずれかの事項に該当する助言又は指導を行うとともに、関係機関との調整を行う。

- ① 保育所等の勤務環境等に関する助言又は指導
- ② 保育の質の向上に関すること
- ③ 事故の防止に関すること
- ④ 保護者や地域住民等とのトラブル等に関すること
- ⑤ その他保育事業の円滑な運営に関すること

ウ 保育事業者支援コンサルタントの要件

保育事業者支援コンサルタントは、以下に掲げる要件をいずれも満たしている者として、県が適当と認める者とする。

- ① イに掲げる業務に関する専門的な知見を有する者
- ② 本事業の趣旨を理解し、保育事業者に対する相談支援業務を適切に実施することができる者

エ その他

- ① 保育事業者支援コンサルタントは、相談支援を行った保育事業者について、相談内容等を記録し、管理するとともに、定期的に同一の保育所等を巡回することにより、保育事業者への継続的な支援に努めるものとする。
- ② 県は、保育事業者支援コンサルタント及び管轄する健康福祉センター並びに市町村等と連携し、保育所等への助言又は指導を行うなど、必要な対応を講じるものとする。

（附則）

本要綱は、平成 30 年 3 月 22 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

本要綱は、平成 31 年 1 月 29 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

本要綱は、令和 2 年 2 月 3 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

本要綱は、令和 3 年 1 月 29 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

本要綱は、令和 3 年 11 月 25 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。